

岩手県財産評価審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

岩手県財産評価審議会条例施行規則を廃止する規則

岩手県財産評価審議会条例施行規則（昭和39年岩手県規則第47号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。